

総合評価方式(特別簡易型)における評価項目、加算点及び評価基準

◇電気工事（一般競争入札）6千万円以上 2億円未満【農政部】

令和7年度

評価項目及び加算点			評価基準	提出様式 ※添付書類別紙のとおり
価格以外の評価項目	企業 の 施 工 能 力 6.1 点 下 限 0 点	過去15年間における国(九州内)又は県の電気工事の表彰実績 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成22年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、九州農政局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優良工事表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた企業であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに表彰を受けているものに限る。(表彰決定通知等含む)	[様式1]
		過去10年間の同種工事の施工実績 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた九州農政局又は県農政部発注工事において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、同種工事の施工実績を有するか。	[様式2] [様式3]
		過去10年間の電気工事の工事成績の平均点 ○ 83点以上 (3.0 点) ○ 78点以上83点未満 (2.9 (工事成績の平均点-78)×2.9/5+0.1 ※小数点以下第2位を切り捨て ○ 78点未満 (0.0 点)	平成27年度から令和6年度までに完成検査を受けた県農政部発注の土木一式工事において、単独の元請及び共同企業体の構成員における工事成績平均点は何点か。	
		経営事項審査における経営状況 ○ 900点以上 (0.30 点) ○ 800点以上 900点未満 (0.25 点) ○ 700点以上 800点未満 (0.20 点) ○ 600点以上 700点未満 (0.15 点) ○ 500点以上 600点未満 (0.10 点) ○ 500点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるY評点(経営状況)は何点か。	
		経営事項審査における技術力 ○ 1100点以上 (0.20 点) ○ 1000点以上 1100点未満 (0.15 点) ○ 900点以上 1000点未満 (0.10 点) ○ 900点未満 (0.00 点)	令和5年4月1日から令和6年3月31日の間を審査基準日とする経営事項審査(ただし、審査基準日をこの期間中に設定した経営事項審査を受けていない場合は、直近の経営事項審査)によるZ1評点(技術職員の数の点数)は何点か。	
		受注工事量 ○ 0件＝受注工事量 (0.0 点) ○ 1件＝受注工事量 (-1.5 点) ○ 2件＝受注工事量 (-3.0 点) ○ 3件≦受注工事量 (-4.5 点)	当該年度受注工事量は、令和7年4月1日公告開始分から当該公告案件の開札日前日までに落札候補者又は落札決定された工事件数で、県農政部発注工事のうち、総合評価方式対象の土木一式工事(P0工事除く)を対象とする。	
		過去5年間における新規学卒者の雇用 過去5年間において、新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用 ○ 実績あり (0.5 点) ○ 実績なし (0.0 点)	令和2年4月1日から当該工事の入札公告日の前日までに新規学卒者(※1)を採用し、現在(※2)まで継続して雇用しているか。 (※1) 新規学卒者とは、最終学歴の学校(学校教育法に定める中学校、高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設)を令和2年4月1日から令和7年3月31日までに卒業した者をいう。 なお、令和2年3月に卒業した者を同月に採用した場合は、令和2年4月に採用したものとみなす。 (※2) 現在とは、入札の公告前日を指す。	[様式4-1]
		障害者雇用、高齢者雇用、又は鹿児島県協力雇用主会等への登録 ① 前年度までに障害者を雇用している。 ② 前年度までに高齢者を雇用している。 ③ 鹿児島県協力雇用主会等に登録している。 ○ 2つ以上の実績 (0.5 点) ○ 1つの実績 (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	① 身体障害者、知的障害者又は精神障害者を前年度までに雇用しているか。 (法定雇用義務がある場合は法定雇用率以上雇用) ② 60歳以上の高齢者を前年度までに雇用し、現在、継続して雇用しているか。 ③ 入札公告日の前日までに鹿児島県協力雇用主会又はNPO法人鹿児島県就労支援事業者機構(二種会員)に登録しているか。	[様式4-2] [様式4-3]
		(1)ワーク・ライフ・バランスの取組み ① ア又はイである。 ア えるぼし又はくるみんの認定企業 イ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 かつ鹿児島県女性活躍推進宣言登録企業 ② ウ又はエである。 ウ えるぼし又はくるみんの認定に係る一般事業主行動計画策定・届出企業 エ 鹿児島県女性活躍推進宣言企業 (2)(3)の合計上限 ・上記以外 (0.0 点)	ワーク・ライフ・バランスの取組みを行っているか。 ただし、入札公告日までに認定等を受けているものに限る。 各者の実績を評価	[様式5-1]
		(2)当該工事における建設キャリアアップシステムの活用 ○ 建設キャリアアップシステムへの登録かつ、当該工事での建設キャリアアップシステムの運用 (0.4 点) ○ 建設キャリアアップシステムへの登録 (0.2 点) ○ 登録なし・活用なし (0.0 点)	当該工事において、下記①～②の建設キャリアアップシステムを活用する工事 ① 元請者が建設キャリアアップシステムの登録をしている。 ② 元請者が、建設キャリアアップシステムの登録をしており、かつ当該工事において、建設キャリアアップシステムの運用を誓約している。	[様式5-2]
		(3)当該工事における登録基幹技能者の活用 ○ 活用あり (0.2 点) ○ 活用なし (0.0 点)	当該工事において、登録基幹技能者の活用計画書及び誓約書を提出している。	[様式5-3]
	配置 予 定 技 術 者 の 能 力 1.5 点	(1)過去15年間における国(九州内)又は県の電気工事の表彰実績 ○ 現在の会社での表彰実績あり (0.5 点) ○ 上記以外での表彰実績あり (0.3 点) ○ 実績なし (0.0 点)	【表彰実績】 平成27年度から令和7年度において、単独の元請又は共同企業体の構成員として、九州農政局発注工事、本県(土木部・農政部・環境林務部)優良工事等表彰実施要領に基づき、優秀技術者表彰(建築課所管発注工事を除く)を受けた技術者であるか。 ただし、令和7年度においては、入札公告日までに表彰を受けているものに限る(表彰決定通知等含む)。	[様式6-1]
		(2)担い手育成加算 ○ 配置予定技術者(40歳未満または女性技術者) (0.3 点) ○ 配置予定技術者(40歳以上45歳未満) (0.2 点) ○ 加算なし (0.0 点)	配置予定技術者が次の①～③又は②～④の条件の条件をすべて満たす場合、上段の表彰実績に担い手加算の評価点を加える。なお、表彰実績の評価点と担い手育成加算の合計は0.5点を上限とする。 ① 入札公告日において満45歳未満の者 ② 令和2年4月1日以降に県農政部が発注する建設工事における同種 工事の主任(監理・特例監理)技術者、監理技術者補佐又は現場代理人の実績のある者 ※工期の始期が令和2年4月1日以降の工事が対象 ③ ②の工事成績の最高点が7.8点以上である者。 ④ 女性技術者である。	[様式6-1]
		継続学習制度①又は②の単位取得状況を評価 ① 前々年度の農業農村工学会技術者継続学習制度(CPD)単位取得状況 ○ 20単位以上 (1.0 点) ○ 20単位未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)	① 令和5年度の(社)農業農村工学会技術者継続教育機構の継続学習制度(CPD)で取得した単位数がどの程度か。	[様式7-1]
		② 前年度のCPD(設備)単位取得状況 ○ 推奨以上 (1.0 点) ○ 推奨未満 (0.5 点) ○ なし (0.0 点)	② 1級土木施工管理技士の資格保有者について、令和6年度に(一社)全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度(CPDS)で取得した単位数がどの程度か。 ・推奨単位数:20ユニット	[様式7-2]
	地域 貢 献 度 3.0 点	営業所の有無 ○ 工事箇所の所在する市町村内に主たる営業所(2年以上設置)あり (0.5 点) ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内に主たる営業所(2年以上設置)あり (0.2 点) ○ 上記以外 (0.0 点)	左記箇所に営業所を有するか。 ※薩摩川内市の本土地区と甑島地区は、別市町村の取扱い	[様式8-1]
		地域への貢献 ① 過去5年間のボランティア活動等による地域貢献の実績 ② 鳥獣被害対策実施隊員の雇用 ③ 消防団員の雇用 ○ 工事箇所の所在する市町村内で①～③すべての実績あり (1.5 点) ○ 工事箇所の所在する市町村内で①～③のうち2つの実績あり (1.0 点) ○ 工事箇所の所在する所管区域内で①～③のうち1つ以上の実績あり (0.5 点) ○ 上記の実績なし (0.0 点)	① 令和2年度から令和6年度までの5年間において、年1回以上、延べ5回以上、公共施設への愛護活動等を行った実績があるか。 ② 鳥獣被害対策実施隊員である社員を現在雇用しているか。ただし、令和6年度までに鳥獣被害対策実施隊員として市町村から任命されていること。 ③ 消防団員に所属している社員を現在雇用しているか。ただし、令和6年度までに消防団員証の交付を受けている者に限る。 ※薩摩川内市の本土地区と甑島地区は、別市町村の取扱い	① [様式8-2] ② [様式8-3] ③ [様式8-4]
		市町村との災害協定 ○ 工事箇所の所在する市町村との災害協定の締結 (1.0 点) ○ 工事箇所の所在する振興局・支庁管内の市町村との災害協定の締結 (0.5 点) ○ 上記以外 (0.0 点)	市町村との災害協定を締結している団体に加入しているか。又は企業単独で市町村との災害協定を締結しているか。	[様式8-5]
評価点				

総合評価方式(特別簡易型)における評価項目、加算点及び評価基準

の合計	10.6 点	
-----	--------	--